

公 告  
（ 監 査 委 員 ）

茨城県監査委員公告第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県教育委員会委員長より通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年4月1日

茨城県監査委員	飯塚秋男
同	山岡恒夫
同	小沼均
同	齋藤良彦

監査対象機関名 茨城県陶芸美術館	監査実施年月日 平成 24 年 10 月 23 日
○監査の結果 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項があった。 消耗品費等の執行において、組織内部のチェック体制が有効に機能せず、支出負担行為決議票の起票が遅れたこと及び支払いの遅延が多数生じたことは適切でない。	
○上記に対する措置状況 指摘を受けた事項については、今後、このようなことがないように、副館長等の監督者が職員の業務処理についてより厳密な進行管理を行うとともに、他の職員との相互検証を行うことを徹底するなど、事務のチェック体制を強化し、適正事務処理に努めることとした。	